

大阪府告示第1278号

令和6年大阪府告示第40号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来する大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第18条第1項第3号及び第4号の規定により課する法人の府民税、同項第5号の規定により課する利子割、同項第6号の規定により課する配当割、同項第7号の規定により課する株式等譲渡所得割、条例第38条第1項の規定により課する法人の事業税、条例第43条の規定により課する府たばこ税、条例第44条の規定により課するゴルフ場利用税並びに条例第53条及び第54条第1項の規定により課する軽油引取税に係るものについて、同月31日とする。

令和7年10月2日

大阪府知事 吉村 洋文

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町